

明治大学大学院外国人学識者招聘事業実施要領

1 目的

2023年度より外国人学識者招聘事業は、オンラインを活用した「外国人学識者オンライン特別講義」へと制度を変更し、外国人学識者の招聘は国際連携部の研究者交流支援制度を活用することとなった。しかしながら、大学院学識者招聘事業の制度を前提に招聘計画を組んでいる場合について、2023年度のみ経過措置として、1度に限り招聘を募集する。

2 募集

- (1) 応募受付期間は、2023年5月8日（月）までとする。
- (2) コーディネーターは、大学院授業科目担当専任教員に限る。
- (3) 応募は年度内において1人につき1件までとする。
- (4) 本事業における講義・セミナー等は、他研究室からも幅広く参加できる内容（テーマ）で実施することを原則とする。

3 審査

- (1) 大学院執行部で書類審査を実施し、採択者を決定する。なお、必要に応じてヒアリングをオンライン（zoom）にて実施する場合がある。〔実施予定日：5月22日（月）〕
- (2) 審査結果については、申請者本人に通知するとともに、2023年6月5日（月）に開催される大学院委員会において報告する。

4 招聘の件数・内容等

- (1) 件数 最大2件程度（1件につき1名招聘）
2023年度の外国人学識者オンライン特別講義の枠を使い実施する。
- (2) 期間・支給経費

招聘（来日）実施形式

期間	支給経費
30日間以内	ア 渡航費：主要区間の往復航空券 （エコノミー・クラス） イ 滞在費（宿泊費・国内交通費を含む。） a) 1日間から14日間滞在の場合 ⇒ 滞在日数×20,000円 b) 15日間以上滞在の場合 ⇒ 一律300,000円

- ※ 滞在期間は、日本入国日から日本出国日までとする。
- ※ 本学外で講義を行う期間は、滞在費を支給しない場合がある。

オンライン利用講義実施形式は、新制度「大学院外国人学識者オンライン特別講義」を利用すること。

5 実施の際の留意点

- (1) 本事業による講義・セミナー等は、原則として「英語」で行うこと。
(本学学生以外も受講することができる。)
- (2) コーディネーター及び外国人学識者は、別紙「明治大学大学院外国人学識者招聘事業に関する義務」に定める義務を果たさなくてはならない。
- (3) 今回の事業は、原則として2023年6月6日(火)～2024年1月23日(火)までに来日(実施)し、かつ全ての教育・研究活動をこの期間内に終了できる外国人学識者とする。
- (4) 本事業による講義・セミナーを本学の冬期休業期間及び春季休業期間に行うことはできない。
- (5) 外国人学識者には、「外国に10年以上在住し、当該国の学界で活躍している日本国籍を有する研究者」を含む。
- (6) 招聘される外国人学識者の年齢は、原則として来日(実施)時において70歳以下であることとする。
- (7) 本学は、外国人学識者の滞在(実施)期間中の傷害、疾病等について一切の責任を負わない。また、保険については、必要に応じて外国人学識者本人が加入手続きを行うこととする。
- (8) 本事業により来日した外国人学識者は、本学の滞在期間中に営利活動を行うことはできない。
- (9) コーディネーターは、本事業終了後2週間以内に所定の報告を行わなければならない。事業概要及び報告書は、本学ホームページに掲載予定。

6 申請提出書類

各研究科事務担当者を通して、以下の書類を大学院長宛に提出すること。

- ① 明治大学大学院外国人学識者招聘事業申請書(所定用紙)
- ② 明治大学大学院外国人学識者招聘事業計画書(所定用紙)
 - * いずれも日本語で記入すること。
 - * コーディネーターの署名・捺印を忘れないよう留意。
 - * 提出書類①には、写真を貼付すること。
 - * 招聘決定後に変更が生じた場合は、直ちに大学院事務室に連絡すると同時に変更理由書(所定書式)を大学院長宛に提出すること。
- ③ 経歴書・業績書(外国人学識者本人が作成のこと。)
 - * 日本語・英語以外で記載されている場合は、和訳(要約で可)を添付すること。

7 特記事項（招聘状及び承諾書について）

来日形式での実施の場合には、採択決定後、大学院長より招聘状を被招聘者に発行する。被招聘者は、招聘状を受領後 3 週間以内に所属機関の承諾書（学長または学部長相当職者が作成したもの）を提出すること。

- * 日本語・英語以外で記載されている場合は、和訳（要約で可）を添付すること。
- * 承諾書が提出されない際は、招聘決定を取り消すものとする。
- * 承諾書には、原則として被招聘者の日本（東京）における滞在期間を、招聘期間として記載すること。

8 その他

経過措置としての本プログラムの募集は 2023 年度のみ取り扱いとし、2024 年度以降は募集しない。

※2024 年度分以降は、[研究者交流支援制度（Researcher Mobility Grant）](#)への申請を検討ください。

9 申請書等配付及び本件問い合わせ先

駿河台キャンパス 大学院事務室（内線 駿 60-4142）

メールアドレス dai_in@mics.meiji.ac.jp

以上